

締切り
令和7年
10/31(金)
必着

定額減税に関する 不足額給付 (家計支援特別給付金)の 手続きはお済みですか？

令和7年10月31日までにお手続きがない場合、給付金を受け取ることができません。

不足額給付 1

令和6年分の所得税等が確定したことで、定額減税しきれなかった額が生じると判明した方へ、定額減税しきれなかった額から令和6年度に実施した「調整給付」の支給額を差し引いた額を支給します。

不足額給付 2

事業専従者または合計所得金額が48万円超の方のうち、下記の支給要件を満たす方へ、1人あたり原則4万円を支給します。

<支給要件>

1. 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
2. 低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員でない

対象となる方には書類をお送りしています。

書類をよくお読みのうえ、提出期限までにお手続きをお願いいたします。

※7月中旬に「支給のお知らせ」が届いた方は、原則手続き不要です。

※ご自分が対象と思われるにもかかわらず、書類が届かない場合は
下記コールセンターへお問合せください。

＼ 不明な点はコールセンターまで！ ／

台東区家計支援特別給付金コールセンター

TEL 0120-437-074

(午前8時30分～午後5時15分 土日祝を除く)

給付金を口実とした「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！